

四万十川のために今できること Vol. 2

四万十川は「日本最後の清流」と呼ばれていますが、その現状は昔と比べると透明度が悪化しています。その要因の一つに、水田から流出する濁水があります。今回は、100年後も四万十川が清流であることを願い、先月号でも紹介した浅水代かきなど、水田で行っている濁水防止対策について改めて説明します。



浅水代かきにはこんな効果があります

- ・稲わらや草を土中に埋め込みやすい
- ・田面が確認しやすく、均平が取りやすい
- ・水資源が有効に活用できる
- ・肥料成分や汚濁水の流出が防げる



止水板の利用も推奨しています

通常利用しているものよりも大きなものを町で配布しています。遠くからみても止水板を利用していることがわかりますので、濁水対策の啓発にもなります。

農業濁水は、川の濁りの原因の一つですが、これだけで川の透明度が悪化しているわけではありません。各家庭から出る生活排水、不法投棄ごみ、山林や土木工事で流れ出る土砂、ため池などの水の溜まっているところで生じる濁りなど、原因は様々です。

これからも、一人ひとりが環境について考え、美しい四万十川を守ることに繋がしましょう。

【お問い合わせ先】 企画課 四万十川振興室 ☎ 22-3124

四万十町
第1号

四万十町コワーキングスペース 4月オープン!

四万十町第1号となる「四万十町コワーキングスペース※」がオープンします。
※コワーキングスペースとは、「Co（共同の、共通の）」に「work（はたらく）」を付け加えたことばで、会社や職業、年齢に関係なくさまざまな人たちが空間を共有しながら仕事や学習を行う共同作業スペースのことをいいます。
仕事や学習の活動拠点、セミナーや各種イベント会場としてぜひご利用ください。

施設名・場所

名称：四万十町コワーキングスペース 場所：四万十町本町5番1号（旧商工会館跡地）
電話：☎ 22-3533

施設概要



【1階】ワークスペース

- ・仕事や学習で利用できる作業スペース（自由席）
（※中高生も学習の場としてご利用できます（18歳以下無料））
 - ・WEB会議等のテレワークに利用できる個室ブース
 - ・IHコンロ、調理器具が整備されたシェアキッチン
（※イベントや交流スペースとしてご利用できます。）
- ◎フリーWi-fi／電源／冷蔵庫 利用可

【2階】オフィススペース

- 登録企業等※専用フロア 4区画
（※町内で事業展開を計画している企業または個人）



利用案内

- 1) 開館日時： 平日（月曜日～金曜日）9：30～18：00まで
- 2) 利用方法： 受付にて利用申請書に必要事項をご記入ください。
- 3) 休館日： 土日祝日、年末年始（12/29～1/3）
- 4) 利用料金： 【1階】ワークスペース
200円／1時間、11,000円／1か月
貸切利用：3,000円／2時間（延長1時間ごとに1,100円追加）
※平日時間外、土日祝日は貸切利用可（要予約）
【2階】オフィススペース：30,800円～

※詳細は、担当までお問い合わせください。 【お問い合わせ先】 にぎわい創出課 ☎ 22-3281



令和
4年度

合併処理浄化槽設置整備補助金

四万十町では、生活排水の浄化対策の一環として、合併処理浄化槽の設置者に対して補助制度を設けています。（予算の予定基数を超えた場合は、お申し込みを締め切らせていただく場合があります）

補助対象条件

- ① 令和5年3月10日までに確実に完成できる方
- ② 店舗等の併用住宅の場合は、居住部分の延べ面積が全体の2分の1以上であること

申込方法

合併処理浄化槽設置整備補助を希望される方は、環境水道課・各地域振興局町民生活課および興津出張所にて、本人または家族の方が申請してください。
（電話での申し込みは受け付けておりません）
※人槽を確認する必要がありますので、建物の延床面積をご確認のうえ申請をお願いします。

人槽の目安

人槽の目安	人数	予定補助金額
130㎡未満	5人槽	5人槽 … 332,000円
130㎡以上	7人槽	7人槽 … 414,000円
二世帯住宅	10人槽	10人槽 … 548,000円

※単独浄化槽から合併処理浄化槽へ切り替える場合は、9万円の上乗せと宅内配管工事費用を対象に補助を行います。また、くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ切り替える際にくみ取り便槽を撤去する場合は9万円の上乗せ補助を行います。さらに、放流先配管工事費用に対して放流先の配管が10m以上の長さを要する場合は対象に補助金の上乗せもを行います。（なお、宅内配管工事費補助金の上限額は30万円、放流先配管工事費補助金の上限額は45万円です）

合併処理浄化槽について

合併処理浄化槽は、小さいけれど大きな下水処理場と同じ仕組みで水をきれいにし、自然にやさしい働き者です。台所や風呂、洗濯などの生活雑排水と尿をあわせて、微生物の働きを利用して処理します。放流水の放流先について、法的には同意書の添付は必要ありませんが、トラブルの原因とならないよう設置者において水路の管理者等にご確認をお願いします。

【お問い合わせ先】 環境水道課 ☎ 22-3119 大正 町民生活課 ☎ 27-0112 十和 町民生活課 ☎ 28-5112



令和
4年度

住宅リフォーム支援事業補助金

四万十町では、町民の生活環境の向上を図るため、町内の事業所を利用して住宅の増改築工事やリフォーム工事を行う場合に、その工事費用の20%（限度額20万円）を補助します。
※過去に住宅リフォーム補助金を活用した住所の家屋は対象外となります。

補助対象条件

- ① 令和5年3月15日までに確実に完成できる方。
- ② 四万十町に1年以上継続して住民登録し現に居住している方。
- ③ 対象住宅の所有者および居住者の同一世帯に属する全員が町税等に滞納のないことなど。

工事内容

該当する住宅に係るリフォーム工事に要する費用（消費税および地方消費税を含む額とする）が30万円以上であること。
※詳細については、建設課までご相談ください。

申込方法

申請書に必要書類を添付して建設課または各地域振興課へ提出してください。
※電話での申し込みはお受けできません

補助金額

工事費100万円以上は、一律20万円
工事費30万円以上100万円未満の場合は、工事費用（消費税込み）の20%の額

必要書類

- (1) 申請書 (2) 同意書兼誓約書 (3) 住民票 (4) 住宅の所有者が分かる書類
- (5) 施工場所を明示した図面及び住宅リフォーム工事見積書の写し

受付期間

令和4年4月1日（金）から（先着順で予算の範囲内）

【お問い合わせ先】 建設課 ☎ 22-3120 大正 地域振興課 ☎ 27-0111 十和 地域振興課 ☎ 28-5111

